

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。  
平成27年5月19日

秋田県監査委員 平山晴彦  
秋田県監査委員 三浦英一  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 中嶋定雄  
財 一 31  
平成27年4月20日

秋田県監査委員 工藤嘉範  
秋田県監査委員 中田潤 様  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 中嶋定雄

秋田県知事 佐竹敬久

行政監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年3月16日付け監委一720で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

平成26年度行政監査 改善・検討を要する事項に係る措置状況

担当課所名	会計事務名	改善・検討を要する事項	措置状況
総務部総合防災課	特定非営利活動法人秋田県水難救済会	海難救助訓練大会費の支出において職員及び構成団体による立替が発生しているの で、改善すること。	これまで構成団体で立て替えていた、賃借料、会議費等の支出については、事務局で発注・契約・支払いを行い、今後は立て替え払いが発生しないよう努めてまいります。
	秋田県少年婦人防火委員会	平成25年で実質的な活動を終えているため、団体存続の必要性を検討の上、早期に廃止について検討すること。	平成27年度中に団体存続の必要性を検討の上、廃止に向けて検討を進める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成27年5月19日

秋田県監査委員 平山晴彦  
秋田県監査委員 三浦英一  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 中嶋定雄  
教総 一 250  
平成27年4月22日

秋田県監査委員 工藤嘉範  
秋田県監査委員 中田潤 様  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 中嶋定雄

秋田県教育委員会

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年3月16日付け監委-720で報告のあったこのことについて、別紙のとおり通知します。

別紙

平成26年度行政監査 改善・検討を要する事項に係る措置状況

担当課所名	会計事務名	改善・検討を要する事項	措置状況
大館鳳鳴高等学校	男子サッカー部	保護者等に決算報告を行っていないので、改善すること。	会計年度が終了したときに、部員の保護者に対し、決算報告を行います。
秋田北鷹高等学校	同窓会	決算関係書類を作成しておらず、会長に対して決算報告を行っていないので、改善すること。	会計終了後に監査を行い、監査終了後、会長に対して決算報告を行うこととしております。今後は、当該団体と連携し適正な会計処理に努めます。
	北鷹会	決算関係書類を作成しておらず、会長に対して決算報告を行っていないので、改善すること。	会計終了後に監査を行い、監査終了後、会長に対して決算報告を行うこととしております。今後は、当該団体と連携し適正な会計処理に努めます。
由利工業高等学校	吹奏楽部会計	学校徴収金の徴収にあたり、保護者等に校長名で通知していないので、改善すること。	今後の部費等の徴収金について、学校長名で通知することとしております。
		決算関係書類を作成しておらず、保護者等に対して決算報告を行っていないので、改善すること。	決算関係書類を完備するとともに、保護者等に3月末に決算報告を行っております。 なお、他の会計事務担当者に対しても、予備監査実施後及び結果通知收受後に県立学校私費会計事務処理基準に基づき適正に事務処理するよう職員会議において指示しております。